

長門市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)に係る入札において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項(同令第 167 条の 13 を準用する場合を含む。)の規定に基づく最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 最低制限価格制度の対象は、予定価格が 500 万円以上の建設コンサルタント業務等とする。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 最低制限価格は、別表第 1 業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表最低制限価格基準額の欄に定める額に次の各号のとおり切り上げを行った額とする。ただし、その価格が別表第 2 上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額とする。また、同表業務区分の欄に掲げる 2 以上の業務を併せて競争入札に付する場合の最低制限価格は、それぞれの最低制限価格を合算した額とする。

(1) 1,000 万円以上の場合 10 万円未満を切り上げた価格

(2) 100 万円以上 1,000 万円未満の場合 1 万円未満を切り上げた価格

(3) 100 万円未満の場合 千円未満を切り上げた価格

2 前項の規定にかかわらず、設計金額の大半を見積により算出したものについては、入札額(入札書比較価格を超えるものを除く。)の最低価格申込者から 5 者(入札参加者が 5 者未満の場合は全者)の入札額の相加平均値(千円未満の端数切捨て)に 0.85 を乗じて得た価格(千円未満の端数切捨て)とする。

(最低制限価格の決定)

第 4 条 予定価格の決定者は、入札日までに前条に定める方法により最低制限価格を算定し、予定価格調書に最低制限価格を記載のうえ、封入・封印しておくものとする。ただし、前条第 2 項に規定に基づき算出する最低制限価格の決定は、この限りではない。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者となれないことを入札前に周知する。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、最低制限価格を下回る入札をした者を不落札とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。

(最低制限価格の公表)

第7条 最低制限価格は、落札者決定時において入札結果とともに公表するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1 (第 3 条関係)

業務区分	最低制限価格基準額
測量業務	<ul style="list-style-type: none">・直接測量費の額・測量調査費の額・諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) 上記の合計額
建築関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none">・直接人件費の額・特別経費の額・技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)・諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) 上記の合計額
土木関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none">・直接人件費の額・直接経費の額・その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)・一般管理費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) 上記の合計額
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none">・直接調査費の額・間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)・解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)・諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) 上記の合計額
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none">・直接人件費の額・直接経費の額・その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)・一般管理費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) 上記の合計額

別表第2(第3条関係)

業務区分	上限額	下限額
測量業務	設計金額(税抜き)に10分の8.2を乗じて得た額(小数点以下切捨て)	設計金額(税抜き)に10分の6を乗じて得た額(小数点以下切捨て)
建築関係建設コンサルタント業務	設計金額(税抜き)に10分の8.1を乗じて得た額(小数点以下切捨て)	設計金額(税抜き)に10分の6を乗じて得た額(小数点以下切捨て)
土木関係建設コンサルタント業務	設計金額(税抜き)に10分の8.1を乗じて得た額(小数点以下切捨て)	設計金額(税抜き)に10分の6を乗じて得た額(小数点以下切捨て)
地質調査業務	設計金額(税抜き)に10分の8.5を乗じて得た額(小数点以下切捨て)	設計金額(税抜き)に3分の2を乗じて得た額(小数点以下切捨て)
補償関係コンサルタント業務	設計金額(税抜き)に10分の8.1を乗じて得た額(小数点以下切捨て)	設計金額(税抜き)に10分の6を乗じて得た額(小数点以下切捨て)